

事務連絡  
令和2年6月9日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した地域活動支援センター等の事業実施に当たっての留意事項について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく緊急事態宣言につきましては、先般、全ての都道府県において解除されたところです。今後、感染リスクをコントロールしながら、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととしており、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践が求められています。

地域活動支援センターが提供するサービスや日中一時支援等については、利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、必要なサービスが提供されることが重要であり、引き続き「新しい生活様式」の実践を含めた感染拡大防止に係る取組を継続していく必要があります。

これを踏まえ、今般、地域活動支援センター等の事業実施に当たっての感染拡大防止に係る具体的な留意点を別紙のとおりまとめたので、参考としていただくようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、管内市町村に周知を図るようお願いいたします。

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した地域活動支援センター等の事業実施に当たっての留意事項

### 1. 感染防止に向けた基本的な考え方

- 各種事業の実施に当たっては、地域における新型コロナウイルス感染症の流行状況を確認するとともに、厚生労働省が公表している「新しい生活様式」（【参考】参照）も参考にしながら、
  - 「3つの密（密閉、密集、密接）」を避けること、
  - 人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いを実践すること、
  - 毎日の体調確認、などの行動・取組を職員及び利用者が行うことが重要である。
- また、事業所の管理者等は、これらの行動や取組の実施状況に日々目を配り、職員間で共有する仕組みを取り入れること等により、日常の行動として定着させ、着実に行なうことを促す環境整備に取り組むことも重要である。
- なお、事業の実施に際し、感染拡大防止を効果的・実効的に実施するためには、市町村の保健師や感染症に詳しい専門職から、実施に当たっての留意点等について具体的な事業内容に即した助言を得ることが望ましい。

### 2. 事業実施に際しての留意事項

- 職員、利用者とともに、症状がなくてもマスクの着用、手洗い（アルコール消毒による手指消毒でも可）を徹底すること。
- 職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状がある場合には出勤を行わないことを徹底すること。
- 職員は、事業の利用者の体温を事業開始前に計測する（可能な限り自宅において事前に計測いただくよう依頼することが望ましい。）とともに、利用者名簿を用意し利用者の体調を記録すること。  
なお、発熱等の症状がある場合は利用を断ることとなるが、その場合は、必要に応じ、市町村や当該利用者を担当する相談支援事業所等と情報を共有すること。

- 感染拡大防止の観点から、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発生をする密接場面」）を避けることが重要であること等から、以下に留意すること。
  - ・ 可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を少なくすること。
  - ・ 互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上（できるだけ 2 m（最低でも 1 m））の距離を保つ等、利用者同士の距離の確保について配慮すること。
  - ・ 座席の配置について、対面ではなく、横並びで座るなどの工夫を行うこと。
  - ・ 定期的に換気を行うこと（1 時間に 2 回以上。2 方向の窓を、1 回数分程度、全開にする等。）。
  - ・ 歌を控えるとともに、文字や録音した音源、マイク等を活用するなど、大きな声を出す機会を少なくすること。
  - ・ 必要に応じ、屋外でのサービス提供も検討すること。
- 食事会等に当たっては、大皿を避けて、料理は個別に配膳すること。
- 息が荒くなるような激しい運動は避けること。
- マスクの着用により身体への負担が著しく大きくなる可能性があることに留意すること。
- 熱中症予防のため、こまめな水分補給や室温調整等を行うこと。なお、屋外で人と十分な距離が確保できるときは、マスクを外すこと。
- 清掃を徹底し、共有物（手すり、テーブル、椅子など）については必要に応じて消毒を行うこと。手や口が触れるようなもの（食器やコップ、箸など）は、使い捨てのものの利用や、適切な洗浄消毒を行うこと。
- 利用者に対し、利用後の体調確認、手洗いを励行すること。
- 車両による送迎に当たっては、窓を開ける等換気に留意するとともに、送迎後に利用者の接触頻度が高い場所（手すり等）の消毒を行うこと。なお、利用後の体調確認において、発熱等の症状がある場合には、他利用者との同乗を避けるなどすること。

### 3. その他

- 地域において新型コロナウイルス感染者（感染が疑われる者も含む。）の発生等が起きた場合、市区町村や事業所においては、都道府県や衛生主管部局、地域の保健所等と十分に連携を図り、適切な対応を行うこと。
- また、感染者が発生した事業所においては、積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、利用者の状況、直近2週間の勤務表、事業所内に入り出した者等の記録を準備すること。

#### 【参考】

- ・新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

# 「新しい生活様式」の実践例

(参考)

## (1) 一人ひとりの基本的感染対策

### 感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰つたらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

## 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

## (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



## (3) 日常生活の各場面別の生活様式

### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

## (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成